

屋外広告物法（以下「法」という。）第7条第4項の規定に基づき除却した屋外広告物等を，法第8条第1項の規定により保管していますので，法第8条第2項の規定により，京都市屋外広告物等に関する条例第39条の2第1項に規定する以下の事項を公告します。

令和3年8月24日

京都市長 門川 大作

1 除却した屋外広告物等

除却した日	設置されていた場所		除却した数量			保管を開始した日
	行政区名	町名	はり札等	広告旗	立て看板等	
令和3年6月30日	伏見区	桃山町養齊	1	—	—	令和3年6月30日
		羽束師古川町	1	—	—	
		羽束師菱川町	1	—	—	
		久我東町	10	—	—	
		久我本町	1	—	—	
令和3年7月28日	右京区	梅津東構口町	1	—	—	令和3年7月28日
		梅津林口町	3	—	—	
		梅津北川町	2	—	—	
		鳴滝嵯峨園町	2	—	—	
		常盤馬塚町	2	—	—	
	北区	紫野南舟岡町	1	—	—	

2 保管の場所

京都市伏見区横大路下ノ坪1

3 連絡先

京都市都市計画局都市景観部広告景観づくり推進課

電話：075-222-4138

(都市計画局都市景観部広告景観づくり推進課)